

修 正 案

議案第129号 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正案を別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

令和5年12月18日

補正予算等特別委員長 森 岡 弘 之 様

提出者

補正予算等特別委員 内 藤 智 司

(別紙)

議案第129号 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正についてに対する修正案

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

附則に次のただし書を加える。

ただし、別表第1の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員の給与の改定時期を早めるため、所要の修正を行おうとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

議案	修正案
<p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。<u>ただし、別表第1の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。</u></p>